

## 中国における歴史教科書の実態とその変遷

研究代表 宮崎公立大学 人文学部 教授

王 智新

### 研究狙い

1982年の「歴史教科書事件」をきっかけに、日本が中国や韓国など近隣国家との間に頻りに教科書事件と呼ばれる摩擦が起こる。歴史教科書のあり方について大きく取上げられ、国際化が進む現在の中国では、編集制度から、発行・採用まで教科書制度の改革が大幅に急テンポで行われている。

学校教育に使用される教科書は子どもの知る権利を全うする上で重要な参考資料となる。歴史の事実をありのまま、次の世代に、より正確に提供することは教科書の役目である。他国との関係が深まっていくにつれ、正確に相互理解は必要であり、そのため、その国の文化や歴史的背景を知るといのは、不可欠な作業であると認識されたからである。特にアジア近隣諸国との交流を進めるうえで、近代史は避けて通ることはできない。

本研究はそのような状況に鑑み、アジアの若者と日本の若者との間に、歴史認識について共通の認識が得られ、新しい二十一世紀におけるアジアとの共生を実現するために、新たな歴史教育構想の模索を試みるものとし、その第一段階として、中国における歴史教科書の現状を調査し、若者の歴史認識の現状とその形成のルートを探して、問題点を明らかにする。

### 一、教科書制度

生徒が学校で勉強する場合、教科書は生徒たちの知識を得る主な源泉で、教師が教授する根拠となる。もっとも教科書は生徒にとって学ぶ源泉だけでなく、勉強上、欠かせない道具でもある。若い世代の人格形成においては重大な役割を持っている。

教科書とは、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書」と定められています（「教科書の発行に関する臨時措置法」（昭和23年法律第132号）第2条）。特に日本では初等教育・中等教育において、主たる教材として用いられることの多い「教科用図書」のうち、編集（編修）において文部科学省と関わりがある図書のこと。大学などで使用される専門書は、これに含まれない。

「四書五経」や「聖書」などに比べれば、二十世紀中葉以来、教科書は多様なものであるという考え方が定着してきた。それは、文字で書かれたもの以外、掛図、実物、電子教材などがある。

1949年、中華人民共和国の誕生で、学校の歴史教育も新しい時代を迎えた。延安など共産党が政権を勝ち取った革命根拠地で積み重ねた経験をもとに、小学校から高校まで歴史の時間を配置した。歴史教育は、最初、単純な歴史事実の解釈から、思想教育、能力の養成、さらに、人間の全面的発達を目標に掲げた素質教育にいたるまで、歴史の社会的役割、教育の役割と個人の発展とを結びつけて進められてきた。特に歴史教科書の編纂は、中国でかなり重視視されている。（付録1 中国歴史教科書大事記 参照）

1950年、北京に学校用図書を専門に編集・出版する人民教育出版社が設置された。そのスタッフは、いわゆる出版社の社員と違い、自ら企画、執筆もし、編集、発行まで、一般の出版社の業務を担当すると同時に、教科書の執筆も本業として行う。従って、社員は、大学で専門を履修したほか、現場で教鞭をとった経験を持つ者もかなり多い。国語、算数、物理、歴史、美術などと教科ごとに編集室が分かれ、小学から高校までの教科書をすべて作る。

革命根拠地の教材を元に改訂を重ねながら、旧ソ連の教科書体系にも学んだ。1951年9月1日の新学期に合わせて、人民教育出版社の編集した小中学用の教科書が供給された。同じく同出版社の編集した高校の歴史教科書は1953年9月に出版された《高校中国近代史》である。1951年、最初の高校の歴史教科書が発行された。それは上海の三聯書店が出た《本国近代史》(宋雲彬編著)を改訂したものである。アヘン戦争から「五四運動」まで、取り上げられている。人民教育出版社の歴史室のスタッフが同時に歴史教科書の執筆にも務めていた。

1951年から1986年まで、人民教育出版社歴史室では、8種類の歴史教科書を編修、出版した。(歴史の他の教科書は、例えば、国語などは10種類発行された。)中国著名の歴史学家翦伯贊<sup>①</sup>は、歴史教科書の編纂と政治、文化や経済との関係を、次のように喩えて言った、「経済は歴史の骨格で、政治は歴史の血と肉、文化は歴史の魂である。この三者がバランスよく整えれば立派な歴史教科書になる。」(翦伯贊《歴史研究と歴史教育との結合の問題を論ずる》光明日報1959年0619)人民教育出版社の編集し発行した教科書が、中国全土の学校の使用に供されるという教科書システムは、その後、1980年代後半まで続いた。中国ではそれを、「統編教材」と呼んでいた。つまり、中央教育部が作成した「教育大綱」に基づいて、編集と審査が統一して作成し、全国に統一して供給するという高度な統一制度である。教科書は一種類しかない、いわば「国定制」であったことは間違いない。しかし、1986年以降、教科書制度の改革が行われ、「執筆編集」は「審査」と切り離され、歴史教科書の執筆、編修、出版、発行に大きな変化が現れた。

広大な国土と膨大な人口、それに経済発展が著しく不均衡であるという実情を認識し、教科書については、中央政府はようやく、「一綱多本」制度に踏み切ったのである。つまり、「統一した基本要  
求、統一審査という前提に、教科書の多様化を逐次実現していく」というのである。地方でも、中央が公表した《教学大綱》に基づいて教科書の執筆、編集、発行ができ、それが審査を経て、正式に採用されることができるようになった。学校の校長と教師は本学の実情に沿って教科書を選択し採用することができる。その場合、教育行政はそれらの指導に当たる責務がある。

1986年に、国家教育委員会が「全国小中学教材審査・決定委員会業務規約」、「小中学教材審査・決定基準」及び具体的な審査届出の手続きなどを定める「小中学教材審査方法」と一連の法的規約を公布した。法律に則って、教科書審査を進める決意を表わした。それを受けて、「全国小中学教材審査・決定委員会」が設置され、その下部には「各教科教材審査・決定委員会」が設けられ、中国で最初の権威的な教科書検定機構の誕生である。審査会議は年一回開催されるが、その常設機構として、「小中学教教材審査・決定委員会事務室」が設置され、年に一回、教科書審査の申し込みを受け付け、審査が行われる。(付録2、「全国小中学教材審定委員会業務規約」参照)

<sup>①</sup> 翦伯贊 (Jian bozan) - 1898 - 1968年、中国歴史学家、湖南省出身のウイグル族で、北京大学副学長など歴任。著書には《歴史哲学教程》、《中国史綱一・二卷》、《中国史論集》など多数。

全国小中学教材審定委員会へ審査に出す教科書は、先に地方の小中学教材審定委員会の審査を受け、一巡廻の実験使用を終えたものに限る。従って、省・市・自治区には、それぞれ「小中学教材審定委員会」が設置される。(付録3、「湖南省小中学教材審定委員会業務規約」参照)

1986年から審査を開始した。審査委員は原則として非公開で、審査会議も公開しない。ある委員の話によると、審査申し込みは年毎に増えている。審査で議論が分かるものとか、不明なところがあった場合、編集責任者を呼んで、説明を聞いたこともあった。

審査は一審と二審査の2段階に分けて進められ、一審には、編集方針、教材体系、構造、特色と対象範囲などの種類を付け、一審に合格したものには、推薦状を添え二審に備える。

2006年現在まで、「全国小中学教材審査・決定委員会」はすでに8セットの教科書の審査し、合格を出した。そのうちに、人民教育出版社の「六三制」と「五四制」の2セットと人民出版社(北京)、大象出版社(河南省)、地図出版社(北京)、北京師範大学出版社(北京)、華東師範大学出版社(上海)、河北人民出版社(石家荘市)、四川出版社(重慶)、岳麓出版社(湖南)の八種類の教科書が合格した、さらに、歴史教科書では、上海市と浙江省(杭州)の地方版の二種類がある。

審査に合格した教科書は、「教育部00教材審査委員会認定(推薦)」という表記をつけた上、毎年、教育部が発行する「教科書目録」に掲載され、全国各地の選択に供される。地方で編纂された教科書はその地方の教育行政機構である教育委員会に設けられている「教材審査委員会」の審査を受け、教育部に届け出る。合格したものは「00省(市・自治区)教育委員会00教材審査委員会認定(推薦)」という表記をつけ、その地方範囲内での採用に供される。原則的には大学、研究機関、出版社等の団体や個人でも教科書の執筆は認められている。

## 二、カリキュラム

カリキュラムは教育と訓練のために意図的に構成された内容で、国民共通の基礎的教養の探求と創造を目指すものとして、誰の意図かという問題はもとより注目される。さらに、カリキュラムを学習者が学習目的に到達するまでの手段と位置づけ、目的、内容、順序、学習者、教授過程、教授リソース、評価、調整にとカリキュラムの要素を分解することができ、国家意思を具現するものと目されると同時に、人間の可能性を実践的に現実化する方法と結びつくものとしても、大変重要である。

中国のカリキュラムは従来、旧ソ連式の管理モデルを取ってきた。つまり、中央の統一管理、全国のカリキュラムに基づいて、授業の計画、教学大綱(中国版の学習指導要領)及び教科書が作られてきた。

中国では1956年から、カリキュラムの国家編成を始めて強調して、「教学大綱」を頒布し、実施してきた。それは、中国の社会経済と文化特性に基づいて取られたカリキュラム類型であり、中央集権制という政治体制からの要請でもある。カリキュラム政策(Curriculum policy)は、その国家体制と内在的に関連するからである。新中国政府は、「マルクス主義の観点と方法、新民主主義的、科学的、大衆的と反帝国主義、反封建的な文化を以って国民党時代の観念論的、機械論的、封建的、買弁的、ファシズムの反動思想を満ちたカリキュラムを変えようとする。」(〈人民日報〉1949年10-14)続いて、1950年8月、新中国で最初の《中学暫定教学計画(草案)》を発表した。その後、《歴史教学大綱》も公布された。それ以来、1965年、1963年、1978年と1987年に、ほぼ10年おきに新しい《教学大綱》

が公布され、その都度、各教科同様、《歴史教育大綱》も改訂が行われる。

1986年以降、カリキュラムの改革に従って教科書制度改革は二段階に分けて実現した。まずは、統一した「教育大綱」に基づいて、「統編教材」の体制を改革して、教科書の多様化を図る。つまり、教科書の審査制度を導入する。

さらに、1999年に公布された「21世紀を目指す教育振興アクションプラン」には、それまでの「受験教育」を反省して「素質教育」というテーゼが打ち出され、「近代化的な基礎教育のカリキュラムの枠組みとカリキュラム基準の構築、教育内容や教育方法の改革、新たな評価制度の実施」などの目標が掲げられていた。カリキュラムと教科書は学校教育の核心で、カリキュラムと教科書の改革は、教育改革の成否を決定する決め手となるもので、教育改革の発展につれて、ますます注目を集めるようになった。

1992年4月、中国国家教育委員会(当時)が公布した《義務教育全日制小中学カリキュラム標準(試行)》には、「カリキュラム」の項目に、「国家編成カリキュラム」と「地方編成カリキュラム」との二種類を始めて明示した。「地方編成カリキュラム」の割合が少ないにもかかわらず、これは中国で破天荒の快挙である。

1996年3月に、《全日制普通高校カリキュラム標準(試験)》は、「カリキュラム管理」を別項に立てて、「普通高校のカリキュラムは、中央、地方、学校の三段階編成に分かれ、本計画に上げている必修、選択を含む12科目については、国家教育委員会が基本的な時間数を統一的に編成し、各教科の教学大綱を公布、関連する教科書の企画、編集と審査を担当する。各地では、カリキュラム計画に基づき、地元の実情を踏まえて、省レベルの教育行政、或いはその依頼を受けた教育部門が本省の高校のカリキュラムを編成し、任意選択科目及び活動形のカリキュラムの実施案を決定し、学校の実施を指導する。学校は国家教育委員会と本省のカリキュラムを実施し、本学の実情を踏まえて、必修科目と選択科目を取り混ぜて、本学の任意選択と活動科目を決める。」そして、今までのように科目の時間割表をやめて、「週間時間数累計数」とカリキュラム編成の参考モデルを提示しただけで、詳細の決定は各省や学校に委ねるという姿勢を打ち出した。

それ以来、教科ごとのカリキュラム標準が公布され、歴史教育については、それまでの「歴史闘争を要とする」「教学大綱」とまったく異なった《全日制義務教育歴史カリキュラム標準》が公布された。さらに、カリキュラムの研究・改革および編成を任務とする「基礎教育カリキュラム研究センター」を、北京師範大学、華東師範大学、東北師範大学、西南師範大学などに設置され、入札という公式で、国家カリキュラムの改革と編成に参入している。2001年7月に教育部が公布した《全日制義務教育歴史カリキュラム標準》は、北京師範大学の基礎教育カリキュラムセンターが中心に編成されたものである。このようにして、カリキュラムは編成から各方面の専門家に関わってもらい、民主的編成を実行しただけでなく、カリキュラムそのものも競争原理の中で編成されるものであるから、時代の先端性、科学性、優越性がより保証されるようになる。

前文、カリキュラム目標、内容標準と実施提案の四つの部分から構成される《カリキュラム標準》は、教科書編纂、教師の授業、生徒の試験、さらに学校教育活動を評価する基準である。教科書を編集する場合、《カリキュラム標準》を守らなければならないが、「生徒の個性を伸ばす必要性を考慮する」という前提では、「標準外の知識を適量を増やしてもいい」と、弾力性を持たせている。(《歴史カリ

キュラム標準》2001年版)

1999年、教育部が作成した「21世紀を目指す教育振興アクションプラン」では、「カリキュラム政策を調整し、国家(中央)、地方と学校の三段階の編成権を明確し、地方と学校のカリキュラムについての指導、評価システムを構築し、カリキュラムの編成権をさらに下部へ移譲し、地方の自主性を尊重し、地方の経済発展と社会需要に相応しいカリキュラムの開発を奨励し、学校にもカリキュラムの編成権を委譲し、それ相応の責任を負うようにしなければならない。」とカリキュラム編成と内容については、上述の三段階編成を再び強調したうえ、地方と学校の分担する割合をさらに拡大すると宣言し、地方や学校では地元の実情に相応しい、実践的なカリキュラムの開発を許可したのである。

## 採用

採用も教科書制度の重要な一環である。教育部は毎年、審査に合格した教科書を「教科書目録」に掲載して、公表する。採用は区と県単位で組織され、各地の教育委員会は、それに地元の「教材審査委員会」が審査し、合格したものを付け加えて、地方の「教科書目録」を作成する。ただし、地方版の教科書は全体の60%以下とする。教科書の選択に当たっては、「教科書選定委員会」を構築して、選択作業にあたる。「教科書選定委員会」は、教員、校長、学識経験者、教育行政担当と教育専門家によって構成されるが、教育行政と教育の専門家は全員の四分の一を超えてはならないとなっている。選択の公正と結果の公平を期するため、選定過程の公開、選択の理由と結果を開示することが義務付けられている。

## 三、歴史教育の目的

歴史教育は、被教育者である青少年に、過去に生起した事実についての知識を与えるとともに、その知識を通じて、その青少年がやがて活動すべき現実の社会についての、正しい認識が得られるように、手助けをすることを目的としているのが普通であろう。中国の古典にある「以史為鑑」(歴史を以って鑑とする)という言葉の通りである。ただし、その現実の社会についての認識とされるものの内容は、国により、また民族によって、それぞれ異なっており、一律にどれが正しいかといえるような共通の基準があるわけではない。つまり、それぞれの国や民族には、固有の価値意識というものがあるのであって、その価値意識に基づいて、歴史が叙述され、その叙述に基づいて、歴史教育が行われるのであるから、価値意識を異にする他者の立場から、その歴史教育の内容乃至方式について、軽々しくこれを批判することはできない。

しかし、批判ではなく、他国や他民族との相互理解を目指す場合には、その国の歴史の上で重要と見なされる事実や、それを重要と見なす価値意識について、ある程度の理解がなければ、十分な相互理解は達成されないであろう。

中国において歴史教育の目的としては、次のようなことが掲げられている。中国史と世界史の基礎的な知識の学習を通じて、歴史上の重大な事件、歴史人物、歴史現象と歴史発展の基本的な流れを知り、人類社会各時期の主要な特徴と発展趨勢について認識できること、さらに、歴史の出来事についての想像、連想、分析、総合、比較、概括などの認知活動を通じて、歴史思考力、自主学習能力、創造意識、他人との協力、社会実践活動に参加する能力を培い、正しい歴史意識を持つように

すること、それらを通じて、愛国主義教育、社会主義教育、国情教育、革命伝統教育と民族団結について教育し、中華民族の優れた文化伝統を継承し、高揚させ、しっかりと民族の自尊、自信を持ち、祖国の社会主義建設のために奮闘する歴史的責任感を持つようにする。また、他の国々や民族の創造した文明成果を尊重し、国際社会の変化と発展を正確に受け止め、正しい国際意識を初歩的に持つようにし、人類の伝統と美徳を学び、受け継ぎ、曲がりくねった人類の発展史から人生の価値と意義を汲み取り、誠実で善良、積極的で向上心があり、健全なる人格及び健康的な美意識や情緒が形成され、正しい価値観と人生観を持つような望ましい基礎を作ること。（「中学歴史教学大綱」2000年公布）

人類社会形成の歴史的過程を理解し、世界各民族や諸国との関連を多角的に考察することを通して、歴史的思考力の養成、社会発展の法則の把握と、歴史唯物論と弁証法について初歩的な知識の取得を強調されている。さらに、20世紀、80年代に入ってから、とかくエスノセントリズムによる偏狭な歴史認識に陥りがちな自国史を世界史の統一的把握によって、正しく認識し教育することも重要な課題となってきた。

日本と中国との相互理解は容易にできるように見えても、実は必ずしもそうではないようである。自国民のためだけの歴史教育であれば、外部からの批判や説教は必要がないとしても、他国や他民族との相互理解を目指すのであれば、自国に固有の歴史伝統だけに視野を限定することなく、他国や他民族にはそれぞれ独自の歴史的伝統があることに注目し、自国と異なるその歴史的伝統についてその長所と短所とを謙虚な態度で探求することが望まれる。

近代教育に使用される教科書は子どもの知る権利を全うする上で重要な参考資料となる。歴史の事実をありのまま、次の世代により正確に提供することは教科書の役目であるという認識に基づいて、日本や中国では、それぞれの文化教育の伝統に基づき、教科書の作成に取り組んでいる。「温故知新」（『論語』「為政」）という言葉が象徴しているように中国における歴史研究と教育の歴史は長い歴史をもっている。ドイツの哲学者G、Wヘゲルが言ったように、「歴史は、客観的なものと主観的なものとの統合である。歴史は、実際に起きたことだけではなく、その出来事を物語ることも意味しているからだ。」（『歴史哲学』）その時々起きた出来事をどう記録し、評価するかは、歴史家の仕事とするならば、次の世代にそれをどう語るかは歴史教育家の仕事となるであろう。近代初期に形成されたナショナリズムヒストリからの脱却を図るため、本研究は中国における歴史教育について、その歴史を振り返りながら、歴史教育を支える理念、使用する教科書およびその編集・発行システム、具体的な教授方法にいたるまで、調査をし、明らかにしたものである。

#### 四、今後の課題

社会の民主化の進展がカリキュラムの民主化を大きく推進し、中国の学校に於ける歴史教育、歴史教科書も近年大きく変貌してきた。中日二国の相互理解と交流をいかに平和共存の観点から増進していくのかという、この、二一世紀における東アジア諸国民共通の課題に対して、私たちは、いかなる歴史認識を築き、国際理解を深めていけばよいのか、これは本研究を貫く基本視点である。

日本で歴史教科諸問題が起きるたびに、韓国や中国側から批判される。そのような批判に、日本側が「中国の教科書こそ、日本についての記述がひどすぎる」といって応酬する。争点となる具体的

な記述の解明に手がけるべきであると思いながら、躊躇している。つまり、日中には、歴史教育とか歴史教科書の問題、すなわち歴史事実をいかに見、どう記述すべきか、という問題は、勿論ある一方、もっとも日本と中国の間には、歴史観、つまり、歴史とは何かという哲学的な問題が根底にあるといわれる。歴史教育のあり方、教科書のありようを解明しながら、この根本問題にも問い続けていきたい。

#### 参考文献;

- |                            |           |           |
|----------------------------|-----------|-----------|
| [1]李 隆庚 《中国近現代史教材改革記程》     | 人民教育出版社   | 中国北京 2003 |
| [2]王 宏志 《歴史教材の改革と実践》       | 人民教育出版社   | 中国北京 2000 |
| [3]蔵 英 《歴史教材縦横談》           | 人民教育出版社   | 中国北京 1999 |
| [4]蘇 寿桐 《史編拾遺》             | 人民教育出版社   | 中国北京 1995 |
| [5]余 偉民 《歴史教育展望》           | 華東師範大学出版社 | 中国上海 2001 |
| [6]趙 亜夫 《中学歴史教育学》          | 中国建材出版社   | 中国北京 1997 |
| [7]周 発増 《歴史教育学新論》          | 広東人民教育出版社 | 中国広州 1993 |
| [8]鐘 啓泉 《現代教育学発展論》         | 教育科学出版社   | 中国北京 1992 |
| [9]鐘 啓泉 《基礎教育課程改革綱要解説》     | 華東師範大学出版社 | 中国上海 2001 |
| [10]朱 慕菊 《走進新課程—課程実施者との対話》 | 北京師範大学出版社 | 中国北京 2002 |

付録 1

中国歴史教科書大事記（1949—2005年）

1949年

- 3月 《高校中国歴史 上下》(範文瀾 原著)華北教育部教科書編集審査委員会、新華書店発行
- 4月 《新編高級小学校歴史》(全1-3冊で、1-2冊古代史、3冊近代史)。晋察冀辺区(根拠地)行政委員会教育処が編纂した小学歴史教科書を元に、華北人民政府準備委員会教育部教科書編集・審査委員会が改訂し、華北連合出版社出版発行したものである。
- 8月 《中学中国歴史》(古代史中心)(1945年 叶蠓生 編著《陝甘寧辺区中学歴史教》を元に改訂)  
《中学中国近代史 上》(榮孟源、劉桂五、王南、王可風、彭明編著)を華北教育部教科書編集・審査委員会改訂、新華書店発行

1950年

- 教育部が《小学歴史暫定標準》を策定した。《新編高級小学校歴史》を華北教育部教科書編集・審査委員が再度改訂、《高級小学校歴史》教科書として、新華書店が発行販売  
《中国新民主主義革命史》(胡華 編著)を高校暫定歴史教科書として、教育部が指定、人民出版社出版(後、人民教育出版社に版權譲渡)
- 8月 《近代百年史話—中国近代史》(黄祖英編著)を中学歴史教科書代用テキストとして、上海新華書店が出版発行
- 9月 中央人民政府出版総署全国第一回出版会議、;人民教育出版社の設置を決定、中小学校の学校用教材の編集・出版を専門とする出版社を、中央人民政府教育部と出版総署が共同出資して作る。
- 10月 《中学本国近代歴史課本 上下》(丁曉初 編著)人民教育出版社出版

1951年

- 2月 人民教育出版社が年内に小中学校用教科書の編集に着手し、中小学校用教科書の国家統一供給できる基盤づくりが急がれる。
- 9月 中小学校用教科書が出版される。(人民教育出版社による第一回全国通用教科書)

1952年

- 7月 全国の小学校、中学校の学校用教科書はすべて人民教育出版社が編集出版する。  
《中学課本—中学中国歴史》(1-3冊)の編集を開始、人民教育出版社編集員李賡序 王芝九 他が執筆担当
- 10月 《中国人民解放戦争簡史》(廖蓋隆 原著)を高校中国近代史教科書として、教育部が指定史、人民教育出版社出版



1953年

5月 中共中央政治局で、教育についての専門会議が開催、全国各地から人民教育出版社に教材の執筆・編集に必要な人材を調達することが決定。

10月 《高校課本—中国近代史》(宋雲彬 李賡序 編著)人民教育出版社出版

1954年

人民教育出版社が中央教育の代わりに小中学校(十二年制)と高校の各教科の《教学大綱》の編成を手がける。さらに、それに基づいて、教科書の執筆・編修が始まる。

《中学中国歴史教育大綱 草案》を作成。(担当、戴伯韜他)

1956年

十二年制小中学校用教科書並びに参考書が刊行される。(第二回全国通用教科書)

3月 《小学歴史教学大綱》が正式公布(教育部)

9月 《中学中国課本—中国歴史》(1-4冊)邱漢生、陳楽素、蘇壽桐他 編著

《高校中国歴史》(1-4冊)邱漢生、陳楽素、蘇壽桐、劉恵吾他 編著

1959年

5月 教育部《普通中小学校と師範学校用教科書を編纂することについての意見》が公布された。それに基づいて、人民教育出版社が教科書の執筆。編集に着手した。

《北京市高級小学校歴史 上・下》(試用本)が北京市教育委員会文教委員会編著

1960年

9月 《歴史》(1-3冊)北京師範大学歴史学部編著、人民教育出版社出版、中国史と世界史をミックスした社会発展史である。

《中学歴史》(1-2冊)上海教育出版社

1961年

9月 十年制小中学校用教科書が刊行される。(第三回全国通用教科書)

さらに十二年制小中学校用教科書の改訂、新たに十二年制用教科書の編纂も着手された。

1962年

9月 《中国歴史》(1-4冊)邱漢生、蘇壽桐 主編 胡鳳倫 王劍英他執筆 人民教育出版社出版

1963年

9月 新編十二年制用小中学校用教科書が刊行される。(第四回全国通用教科書)

1965年

4月 改訂十二年制小中学校用教科書が完成される。但し、中共中央宣伝部の指示により使用が一年延ばされた。

1966年

6月 文化大革命運動が勃発、人民教育出版社が混乱に陥り、授業の全面停止により、すでに発行した全国通用教科書の使用も停止となった。

1967年

人民教育出版社 営業停止、歴史編集室など解散。

1977年

- 8月 教育が回復し、人民教育出版社が活動再開教材、「教科書は教育改革の鍵となり、外国の教科書を導入し、そこから有益なものを学び取ろう」と鄧小平が指示、参考のため、アメリカ、西ドイツ、フランス、イギリス、日本などの小中学の学校用教科書を大量に購入、
- 9月 人民教育出版社の編集員と全国各地からの2百を超える専門家による小中学校の各教科の教科書編集が開始した。

1978年

- 新編全日制十年制用小中学校用教科書が刊行される。(第五回全国通用教科書)
- 2月 《全日制十年制中学歴史教学大綱》(蘇壽桐 他執筆)が公布される。
- 9月 《中国歴史》(1-4冊 試用本) 邱漢生、孔伯祥、王宏志、趙恒烈、李隆庚、蘇壽桐他執筆編集、人民教育出版社出版

1980年

- 9-11月 中小学教科書改革懇談会が開催され、教科書制度や内容の改革が議論される。

1981年

- 9月 《中国歴史》(1-4冊)が正式に発行される。

1983年

- 7月 教材・課程研究所が設置される。

1986年

- 課程、大綱及び教科書システムの全面的な改革が行われ、教科書審(査)定制度が確立され、教科書多様化の時代に入る。
- 《九年制義務教育全日制中学歴史教育大綱》(蘇壽桐 執筆)が作成され、それに基づき歴史教科書の編集・発行の多様化が実現され。
- 9月 十二年制小中学用教科書、十年制小中学用教科書をすべて完成された。(第六回全国通用教科書)

1988年

- 3月 現行の教科書の全面的改訂と見直しが行われ、九年制義務教育に試用する「六三制」と「五四制」にそれぞれ必要な小中学用教科書を編修する。そして、相次いで出版される。(第七回全国通用教科書)

1990年

- 《全日制中学歴史教学大綱》が改訂される。
- 4月 外国の教科書の導入などの為に、人民教育出版社は世界銀行から40万ドル借款提供を受ける。
- 9月 九年制義務教育学校用教科書の試用が開始。
- 《中国歴史》(1-4冊)、王宏志、嚴志梁、李隆庚他編著、人民教育出版社出版
- 同年、国家教育委員会中小学教科書審定委員会の審査を受け、試用本として許可される。

1991年

- 2月 国家教育委員会基礎教育司(局)が小中学用教科書目録の作成を担当し、国家教育委員

- 会中小学教科書審定委員会の審査で合格した教科書載せて、全国各地に推薦する。
- 9月 人民教育出版社による高校、中学、小学の教科書の改訂版が出揃う。(第八回全国通用教科書)
- 《中国古代史》(高校用) 臧 荣他編著 人民教育出版社
- 1992年
- 3月 《中小学歴史学科思想政治教育大綱》(試用)が公布される。
- 9月 《中国歴史》(1-4冊 王宏志、嚴志梁、李隆庚他編著、人民教育出版社出版)の試用期間が満了し、正式な教科書として各地の学校から採用される。
- 1993年
- 9月 人民教育出版社の編集発行する「六三制」、「五四制」義務教育学校用教科書は、国家教育委員会中小学教科書審定委員会の審査を受け、全国で相次いで採用される。(第九回全国通用教科書)教科用参考書、掛け図、録音テープなども付く。
- 1992-2000年
- ①《中国歴史》(1-4冊)楊光彦、張聖如他編著 西南師範大学出版社
- ②《中国歴史》(1-4冊)(北京師範大学)孫恭恂、馬衛東他編著 青島出版社
- ③《中国歴史》(1-4冊)(華南師範大学)陳周棠、沈茂駿他編著 中国地図出版社
- ④《中国歴史》(1-6冊)陳起煒、林丙義他編著 上海教育出版社
- ⑤《中学社会 歴史・地理》王蛟 他編著 浙江省教育出版社
- ⑥《中国歴史》(1-2冊)徐雲龍 他編著 湖南省教育出版社
- 1995年
- 4月 《全日制普通高校歴史教学大綱》(試用)が公布される。
- 1996年
- 9月 高校必修《中国近現代史 上下》王宏志、史明迅 他編著 人民教育出版社
- 2000年
- 2月 前国家主席江沢民が人民教育出版社の編集出版した歴史と地理の教科書を借用して閲覧した。その上、3月、ある会議の席上で、「若い青年学生への歴史知識の教育を強化し中国の過去と現在、世界の過去と現在についての正しく理解できるよう、援助しなければならない。これは、彼らが正しい世界観、人生観、価値観の樹立に有益である。各級の指導者や幹部たちも歴史・地理の学習に力を入れなければならない。」と指示した。
- 2001年
- 5月 《全日制義務教育課程計画》と《全日制義務教育各課程標準》が公布される。
- 9月 新版《義務教育課程標準教科書》の編集が完了し、国家教育部中小学教科書審定委員会の審査を受け、合格したので、全国29の実験地域での試用が始まる。(第十回全国通用教科書)

**中国全国小中学教材審定委員会業務規約**  
(1996年10月30日 国家教育委員会公布)

第一章 総則

第1条 全国小中学教材審定委員会(以下略称、審定委員会)は、国家教育委員会指導者の下で、小中学の各科目の教学大綱を審議し、小中学の各科目の教材(教科書、授業参考書、授業用の掛け図、図画、AV教材、コンピューター補助授業ソフトなど)を審定する機関である。

第2条 審定委員会は、国家教育委員会が公布した小中学カリキュラムの中で定めている必修科目の教材、ならびに、国家教育委員会が教育改革の需要に基づいて審査を決定した授業用図書や授業補助資料などを審定する。

第3条 全国少数民族教材審査委員会は、少数民族の文字で編集または編集翻訳された小中学教学大綱と教材を、国家教育委員会指導者の下で審定する機構である。その内部組織と機能は、本規約の関連する規定を参照すること。

第4条 全国小中学教材審定委員会は、全国少数民族教材審査委員会と省レベルの小中学教材審査委員会の業務に対して、業務指導を行なう。

第二章 組織機構

第5条 審定委員会は主任1名、副主任若干名を設ける。委員は国家教育委員会によって、小中学教育の教育専門家、教師と教育行政担当責任者を招請する。審定委員は招聘任用制を実行し、国家教育委員会が招聘し任命する。任期は3年とし、継続して聘用し、任命されることも可能である。毎回入れ替える委員の人数は3分の1を越えてはならない。審定委員会の全体会議は国家教育委員会によって招集され、年一回行なう。

第6条 小中学カリキュラム編成の国家规定に基づいて、審定委員会の下に科目審査委員会を設置する。各科目の審査委員会に主任1名、委員5名から11名とする。全国少数民族教材審査委員会の下に、各科目の教材審査グループを設ける。科目審査委員は招聘任用制を実行し、国家教育委員会によって招き任命する。任期は3年、継続して任命されることも可能である。毎回入れ替える委員の人数は3分の1を越えてはならない。各科目の審査委員会の会議は審定委員会によって招集され、審査任務に基づいて会議の回数と時間を決定する。

第7条 審査委員の条件:

- (1) 共産党の基本路線を堅持し、社会主義祖国を心から愛し、良好な職業道徳と改革意識を備え、品行方正で、協調性があり、公平に事務処理をするもの。
- (2) 教育方針を全面的に理解し、教学大綱を熟知し、小中学教育および教育改革の現状と発展動向をよく理解しているもの。
- (3) 高度な専門技術の職務を持ち、学術に造詣が深く、強固な理論基礎と豊富な教育実戦経験があり、本地区で一定の知名度があり、小中学教材に対して一定の研究があるもの。
- (4) 健康で、教材の審査業務に継続して参加できる。審定委員の年齢は70歳以下、科目教材審査委員会委員の年齢は65歳以下のもの。

第8条 審定、審査委員の招聘、任用は、業務の需要に基づき、省、自治区、直轄市の教育管理部门で候補者を推薦することを基礎として実施される。

第9条 審定委員会は、業務機関を常設するために審定事務局を設立する。事務局は国家教育委員会の基礎教育局に設置される。事務局には主任1名、副主任若干名。その職務と職責は、審定委員会の日常業務の処理を担当し、各科目の教材審査委員会と教材編集および出版社と連絡を取り、調整を行い、審定(審査)委員がカリキュラム・教材建設について調査研究を行うよう、手配し、段取りをとり、小中学教材の審査と審定に関する事務処理を行なうことである。

第10条 審定委員会の職務と職責は次の通りである:

- (1) 全国小中学の各科目の教学大綱を審議すること。
- (2) 全国小中学の各科目の教材を審査・決定すること。
- (3) 各科目教材審査委員会の業務を指導し、教学大綱の審議と教材審査の中で挙げられた問題を研究、解決すること。
- (4) 優秀な小中学教材の審査選出業務を指導すること。
- (5) 小中学カリキュラムの教材改革に対する調査研究を行い、国家教育委員会に提案をすること。
- (6) その他、国家教育委員会から与えられた関係業務。

第11条 科目教材審査委員会の職務と職責は次の通りである:

- (1) 本科目の教学大綱を審議し、本科目の教材を審査する。審定委員会に審議意見と審査報告を提出すること。
- (2) 本科目の教学大綱の審議と、教材の審査の中で見つかった問題を研究し、対処意見を提出すること。
- (3) 本科目の教材編成について調査研究を行い、国家教育委員会に提案をすること。
- (4) 優秀な小中学教材の審査選出業務に参加すること。
- (5) その他、国家教育委員会、審定委員会から与えられた関係業務。

### 第3章 審定(審査)原則と審定(審査)基準

第12条 小中学教材の審定(審査)で遵守すべき原則は以下の通りである。

- (1) 関連する国家の法律、法規及び政策に合致すること。
- (2) 教育の現代化、教育は世界と未来に向かうという要求を表現すること。
- (3) 教育方針を貫き、基礎教育の性質と任務、科目の教育指導目標を表現すること。
- (4) 国家教育委員会が公布したカリキュラム計画、教学大綱が規定している各項目の要求に合致すること。
- (5) 教育指導の規律に合致し、独自のスタイルと特徴を持っていること。

第13条 教材内容は以下の基本要求に合致すべきである。

- (1) 観点が正確であること。生徒に対して愛国主義、社会主義、集団主義教育及び弁証法的唯物論と歴史唯物主義教育を行なうのに有利である。中華民族の優秀な文化伝統をますます輝かせ、生徒の良好な思想品位、強固な意志と健康な心を養成するのに有益である。
- (2) 内容が科学的で、観点が正確である。材料やデータが正しく、信頼が置ける。編集の順序が合理的である。
- (3) 我が国の国情に合致し、時代の精神を体現している。生徒が受け入れられる程度に、現代教育改革の成果と科学技術の発展の達成を盛り込んでいる。
- (4) 生徒が熟知している環境と事柄から出発し、理論と実際とを結び付ける。基礎知識、基本訓練および実験などの実践活動を重視し、生徒が実際問題を分析、解決する能力を養成するよう心がける。
- (5) 教材の量と内容の範囲が適切で、内容が精練されていて、奥深い道理を分かりやすい言葉で表現し、読み応えがあつて、啓発性に富んでいる。

第14条 教材体系は以下の基本要求に合致すべきである。

- (1) 児童、青少年の心身発達の法則に合致している。異なる年齢段階の生徒の生理的、心理的特徴に照らし合わせて、生徒が学ぶのに適切な知識体系を築く。生徒の認識法則、学習レベルと科目自体の知識構造に基づいて、各教科目の授業内容の順序、レベルと論理関係を合理的に割り当て、教科目の授業体系を確立する。
- (2) 教科目の授業目標の実現に有利である。生徒が知識を獲得し把握する過程で、知能の発達と能力の向上を促し、良好な思想、情感、意志と品格を形成し、科学的な態度と方法を身につけるよう養成する。
- (3) 本教科目各部分の内容の整合性、及び他の科目内容との相互関連に注意する。

第15条 教材の文字、挿絵は以下の基本要求に合致すべきである。

- (1) 言語の文字は、規範に合い、簡潔で洗練されていて、年齢段階の異なる生徒の言語特徴に注意しなければならない。形式は、生き生きとしていて、啓発性と味わいに富んでいなければならない。

い。

- (2) 写真、地図、挿絵と図表は、教材の内容と緊密にかみ合っていないなければならない。地図は国家の規定に基づいて上級部門に届けて、別途審査を受けなければならない。
- (3) 引用文と摘録は正確でなければならない。
- (4) 名称、名詞、専門用語には、国際統一の基準名称あるいは国家統一の規定名称を使用しなければならない。外国人名、地名は広く適用されている訳語を採用すべきである。簡体字は、国家が正式に公布した文字表に合致しなければならない。
- (5) 見出し、表音文字、符号、凡例は規範に従い、統一されていないなければならない。
- (6) 計量単位は国際単位制と国家統一規定の名称と符号を採用しなければならない。

第 16 条 教材の中の宿題と練習問題は授業に叶ったものでなければならない。内容は授業目的と要求を具体的に表現しなければならない。分量は適切でなければならない。題目は精選すべきである。能力の養成に配慮し、啓発性に富み、割り当てに段階があり、異なったレベルの生徒の需要に合うべきである。形式は多様である必要がある。観察、実験、手を動かす作業、社会調査を重視すべきである。それぞれの土地の事情に応じて必要な方法を取り、実際の効果を重んじ、簡単で便利、しかもやりやすい機材とすでにある条件をできる限り利用する。生徒の生活実情と生産実情との関係を重視しなければならない。引用の事例やデータは正確でなければならない。

第 17 条 授業ソフト、AV 教材と授業用の掛け図は、画面のレイアウトが合理的で、主体がはっきりとしていて、イメージが生き生きとしているべきである。内容は科学的で、教学大綱の要求に合致し、教育性に富んでいなければならない。授業ソフトと AV 教材は、先進的な授業思想と科学的な授業方法を十分に表現する必要がある。AV 教材は、国家教育委員会の視聴覚教育部門が公布した技術品質基準に合致する必要がある。授業ソフトは、国家の関係部門が規定した技術基準に合致する必要がある。

#### 第 4 章 審定(審査)の手順

第 18 条 審査に届けだす教材は、中央あるいは省レベル教育行政部門の許可を経た上で、執筆、編集されたものでなければならない。その上、中学あるいは小学校のセット教材の試験授業を一巡終えなければならない。審査を受けたい教材出版社と個人製作者は、毎年 10 月に全国の小中学教材審定委員会事務室(以下略称、審定事務室)に申告、審査してもらい、許可された後、その年の 12 月末以前に、以下の要求に基づいて審査資料を届けなければならない。

- (1) 届け出して審査を受ける教材は、きちんと完成品でなければならない。未完成の原稿を届けてはならない。授業用の掛け図と絵画は製版図を届ける。
- (2) 届け出して審査を受けるレポート及び実験報告も、必ず一緒に付けておかななければならない。省レベルの審査委員会を経て、最初の審査を通過後、再び上級部門に届けて審査する教材には、推薦報告を付け加えなければならない。届け出して審査を受ける書類には、以下の内容を含まな

なければならない。教材編集の指導の思想と原則、教材の体系と構造、教材の特徴と適用範囲。教材の実験報告は以下の内容を含まなければならない。教材の実験状況と効果、教材に対する実験学校の先生と生徒の評価。推薦報告は以下の内容を含まなければならない。推薦機関の教材に対する評価と最初の審査の結論。

- (3) 教材と関係資料は同じバージョンを3セット届ける。関係科目の審査委員と審定委員が各1セットずつ届けること。
- (4) 新たに届け出して審査を受ける教材と、すでに審査を受けてパスし出版した同科目の教材と、指導思想、体系構成、体系配列の形式などにおいて、顕著な不同が認められないもの、本条の(1)、(2)、(3)項に合わないもの、他人の著作権を侵害したものについては、一切審査を行わない。

第19条 届け出して審査を受ける教材の審査は、審査会議の前に関係科目の審査委員と審定委員が個人で閲覧審査する。個人が閲覧して審査する項目は以下の通りである。

- (1) 審査対象のレポート、実験報告、と推薦報告を閲読し、関係状況をよく理解する。
- (2) 審定基準に基づいて、送られた審査対象の教材をきちんと査読する。審査対象の各教材に対して、思想性、科学性と適用性などの方面において、総合評価し、主な特徴、優れた点と欠点を指摘し、さらに修正意見を提出する。
- (3) 審査対象の教材の意見についてまとめて整理し、審査会議の前に査読意見表に記入して置く。

第20条 個人査読の上で審査会議を開き、審査対象教材を科目ごとに分けて審査を行なう。審査会議は過半数以上の審査委員の出席が必要であり、その審査結果を有効とする。審査対象教材についての審査意見は、十分な討論を経て集計されなければならない。異なる意見が出た場合は、無記名投票を経て決定する。投票結果は会委員の賛成が3分の2以上得られた場合のみ有効とする。審査会議は民主的な順序に従って業務を行なう。その一般的な進行過程は：

- (1) 業務の量に基づいて審査日程を割り当て、審査対象教材についての審査報告の起草はそれぞれ分業して行なう。
- (2) 個々の審査対象教材については、十分な討論を経て、審査意見と修正意見を集め、きちんとした文章を起草する。
- (3) 個々の審査対象教材についての審査意見と修正意見を採択して、審査の結論を出す。
- (4) 審査報告表を書き、出席した審査委員が全員署名をし、そのうえ審定委員に報告し、意見を仰ぐ。
- (5) 再審査あるいは照合が必要な審査対象教材は、再審査あるいは照合をし、担当者の指定と方法などをきちんと手配しておくべきである。

第21条 審査報告表は、審査を受ける教材に対して国家の権威的な意見を具体的に表現している。その書かれた内容は以下の3つの部分を含む。

- (1) 審査意見：審査届出教材の特徴、長著と短所に対して評価を下し、より一層の修正し、完全なものにする方向性を指摘する。



(2) 修正意見: 審査届出教材の中の誤りや適当でない部分を指摘し、修正意見を提示する。その中の重大な政治性、科学性の誤りに対する意見はすべてはつきりと書く。

(3) 審査結論: 教材の審査状況に基づいて、以下の4種類の結論をそれぞれ出す。

第1類、審査通過。同教材が審定基準に達し、審査意見と修正意見に基づいて修正し、照合および審定委員会主任の批准を経た後、試用本として使用される。(或いは全国範囲内で実験区域の拡大ができる)

第2類、再審査。同教材は基本が審定基準に達したが、問題が比較的多く、しかも割合重大で、大幅な修正が必要とする場合、審査意見と修正意見に基づいて修正し、再審査を経たのち、再び結論を下す。

第3類、審査のやり直し。同教材はまだ審定基準に達していない。しかし修正できる基礎と条件を備えている場合、審査意見と修正意見に基づいて、修正し完全なものとした後、翌年再び審査に届け出すようにする。

第4類、使用停止。教材の質が悪く、あるいは重大な政治的、思想的、科学的な誤りがある場合。あるいは授業に不適切であると判断した場合。

審査の結論および修正意見は、審定事務局を通して、各編集機関と編集者にそれぞれ通知する。

第22条 科目審査委員会の審査を経て、再審査を通過した教材は、審定委員会主任の批准後、国家教育委員会が「全国普通小中学授業用書籍目録」に組み入れる。出版時、教材の表紙に「全国小中学教材審定委員会の審査を通過(試用)」の文字を表示し、試用教材とし、学校の採用に供する。

第23条 照合と再審査の教材に対して、関係する編集機関と編集者は、要求に基づいて修正した後の教材および修正の説明を付けて報告しなければならない。照合と再審査の方式及び担当者は以下の通りである。

(1) 照合は、審査委員会が指定する若干名の審査委員で行い、その中の意見が少なく、その上条項の内容が正しいものは、審定事務局に代行を委託し、一般的に再び会を開くことはないが、照合後に照合意見表を書く必要がある。

(2) 再審査は、開会再審査と、通信再審査、及び開会と通信再審査の三種類ある。最初の審査に参加した科目審査委員と審定委員は、必ず半数以上が再審査に参加し、さらに再審査意見表を書かなければならない。

(3) 再審査後なお照合が必要なものは、状況を見て、数名の審査委員が行なうか、あるいは審定事務局が代行して行なう。

再審査後、依然として通過できない場合、翌年再び再び届けだして審査のやり直しをしてもらうことになる。

## 第5章 業務規律

第24条 教材の審定(審査)は、審査手順と審定(審査)基準に厳格に基づいて行なうべきである。客観的かつ公正に、事実に基づいて正しい方法で問題に対処し、厳しく検査し、また積極的に援助すべきである。個人あるいはある一派の学術的観点だけを教材の基準として考慮してはならない。

第25条 審査過程の中、編集と審査を切り離す原則をとらなければならない。審査委員と審定委員は、特別な事情がない限り、本科目の編集主幹や編集者、あるいは顧問を兼任してはならない。

第26条 審査担当者は、審査対象となる教材の編集者、出版社員とひそかに接触してはならないし、編集者、出版機関およびその関係者に、討論状況及び意見をひそかに漏らしてはならない。さらに、審査対象教材、及びその修正原稿を第三者に渡してはならない。

第27条 編集、出版関係者は、許可なく審査会議に参加してはならない。ただし、審査委員会が、編集関係者に状況を説明、あるいは意見を求める必要があるときには、指定の時間に編集主幹を招いて説明をすることができる。

第28条 小中学の教材の編集は審査責任制を実行し、編集、出版と審査はそれぞれがその責任を負う。審査を通過した教材に対して、出版社は必ず審査意見に基づいて修正を行なった後、正式に出版する。正式に出版された教材は、審定事務局と担当の審定、審査委員にそれぞれ送付して、記録として残す。審査意見に基づいて修正を行わずに、出版された教材にたいしては、情状の度合いを見て、出版停止の命令を含めて、厳粛に処罰する。

## 第6章 附則

第29条 審査を通過した教材は、一巡の試用を経たのち、教材編集者が試用状況に基づいて全面的な改訂を行わなければならないし、審定を受けるため、改訂した教材を規定に従って審定委員会に送らなければならない。

第30条 各省、自治区、直轄市は本規約を参照して、相応の小中学教材審査委員会を設立する。

第31条 教材審査にかかる費用は、審査対象教材の出版が社負担する。

第32条 本規約は発布された日から執行される。

### 付録3

#### 《湖南省小中学教材審査委員会規約》

各市、州の教育局：

我が省の小中学教材作りを強化するために、小中学教材の審査委員会の業務を規範化し、本庁は《湖南省小中学教材審査委員会規約》を制定し、直ちに広く発布する。もともとの《湖南省普通小中学教材審査委員会業務規約》は同時に廃止する。

湖南省教育庁

2003年6月25日

#### 湖南省小中学教材審査委員会規約

第一条 我が省の小中学教材づくりを更に強化し、教材の質の向上を促進するため、教育部の《小中材編集審査管理の暫定方法》に基づいて、《湖南省小中学教材審査委員会業務規約》と湖南省教育庁《湖南省小中学の教材編集の審査の選択使用管理方法の公布に関する通知》など関連する規定に基づき、特に本規約を制定する。

第二条 小中学教材の審査委員会は、湖南省教育庁の指導者の下、省内全ての普通小中学(就学前教育、特殊教育、文字教育を普及させ非識字者を一掃する教育を含む)の教材審査の責任を負う機関である。

第三条 審査委員会が審査する教材は以下のようなものが含まれる。小中学(就学前教育、特殊教育、文字教育を普及させ非識字者を一掃する教育を含む)の教科書(電子書籍を含む)およびその科目の参考書、小中学の教科書とセットになっている授業用の掛け図、絵画、AV 資料、コンピューター補助授業ソフト、および、その他の授業の補修資料などである。

第四条 審査委員会は、関係する専門家、教育行政管理者で組織される。主任 1 名(省教育庁が、基礎教育の管理を分担する副庁長が兼任する)、副主任 1~2 名、委員若干名を置き、省教育庁によって招聘し、任期は 4 年とする。ただし、継続して招聘して続投することができる。

第五条 審査委員会の事務室は、省教育庁の基礎教育に所属して設置する。事務室には主任 1 名、副主任 1 名を置き、小中学教材の審査委員会の日常事務の処理を担当する。各科目の教材審査業務を組織し、調整を行う。

第六条 科目教材審査の専門家のデータベースを作る。科目教材審査の専門家は、省教育庁によって招聘され、任期は 4 年とする。業務の需要に応じて、教材審査委員会の事務室が臨時的にデータベースから選び出された科目の専門家は、科目教材審査委員会を組織し、審査対象の教材を具体的についての審査を責任をもって進める。

第七条 審定委員会委員と科目の審査委員の条件は以下の通りである。

- (1) 共産党の「4つの基本原則」を堅持し、良好な職業道徳と改革意識を備え、品行方正で、団結し協調性があり、清廉潔白で、公のために奉仕できる人。
- (2) 党の教育方針政策を全面的に理解し、カリキュラム基準を熟知し、国内外の基礎教育の授業改革の現状と発展動向を理解している。
- (3) 高度な専門技術職務(教育行政管理者を除く)を兼ね備え、理論の基礎がしっかりとっていて、実戦経験が豊富で、学術造詣が深く、基礎教育カリキュラムの建設と教材改革について一定の研究業績があり、一定の知名度がある。
- (4) 健康で、教材審査あるいは審定業務を引き受けられ、年齢は一般的に65歳を越えない。

第八条 審定委員会の職務と職責:

- (1) 湖南省小中学の地方カリキュラム標準と地方教材を審定する。
- (2) 全国小中学教材審定委員会からの依頼、あるいは付託を受けて、小中学の教材について第一ラウンドの審査を行う。
- (3) 各科目教材審査委員会の業務を指導し、地方カリキュラム標準と教材審査の中で提示された問題を研究、解決する。
- (4) 省教育庁から申し付けられた関係業務を完成させる。

第九条 各科目教材審査委員会の職務と職責:

- (1) 本科目の地方カリキュラム標準と本科目の教材を審議し、審定委員会に審議意見と審査報告を提出する。
- (2) 省教育庁と審査委員会から申し付けられた関係業務を完成させる。

第十条 小中学教材審定(審査)の基本原則は:

- (1) 関連する国家の法律、法規及び共産党の教育方針、政策に合致し、教育の現代化、教育は世界と未来に向かうという要求を表現すること。
- (2) 基礎教育の性質、任務と養成目標をよく具現し、国が公布したカリキュラム計画、及び各教科目の要求を満たすこと。
- (3) 生徒の心身発展の規律に合致し、生徒の生活経験と関係があり、社会、科学技術の発展の動向を反映し、独自のスタイルと特徴を兼ね備えていること。
- (4) 国家の関係部門が公布した技術質量基準に合致すること。

第十一条 教材内容は以下の基本要件に合致すべきである。

- (1) 観点が正確であること。生徒に対して愛国主義、社会主義、集団主義教育及び弁証法的唯物論と歴史唯物主義教育を行なうのに有利である。中華民族の優秀な文化伝統をますます輝かせ、生徒の良好な思想品位、強固な意志と健康な心を養成するのに有益である。
- (2) 内容が科学的で、観点が正確である。材料やデータが正しく、信頼が置ける。編集の順序が

合理的である。

- (3) 我が国の国情に合致し、時代の精神を体現している。生徒が受け入れられる程度に、現代教育改革の成果と科学技術の発展の達成を盛り込んでいる。
- (4) 生徒が熟知している環境と事柄から出発し、理論と実際とを結び付ける。基礎知識、基本訓練および実験などの実践活動を重視し、生徒が実際問題を分析、解決する能力を養成するよう心がける。
- (5) 教材の量と内容の範囲が適切で、内容が精練されていて、奥深い道理を分かりやすい言葉で表現し、読み応えがあつて、啓発性に富んでいる。

第十二条 教材体系は以下の基本要求に合致すべきである。

- (1) 児童、青少年の心身発達の法則に合致している。異なる年齢段階の生徒の生理的、心理的特徴に照らし合わせて、生徒が学ぶのに最適な知識体系を築く。生徒の認識法則、学習レベルと科目自体の知識構造に基づいて、各科目の授業内容の順序、レベルと論理関係を合理的に割り当て、科目の授業体系を確立する。
- (2) 科目の授業目標の実現に有利である。生徒が知識を獲得し把握する過程で、知能の発達と能力の向上を促し、良好な思想、情感、意志と品格を形成し、科学的な態度と方法を身につけるよう養成する。
- (3) 本科目各部分の内容の整合性、及びその他の科目内容との相互関連に注意する。

第十三条 教材の文字、挿絵は以下の基本要求に合致すべきである。

- (1) 言語の文字は、規範に合い、簡潔で洗練されていて、年齢段階の異なる生徒の言語特徴に注意しなければならない。形式は、生き生きとしていて、啓発性と味わいに富んでいなければならない。
- (2) 写真、地図、挿絵と図表は、教材の内容と緊密にかみ合っていないなければならない。地図は国家の規定に基づいて上級部門に届けて、別途審査を受けなければならない。
- (3) 引用文と摘録は正確でなければならない。
- (4) 名称、名詞、専門用語には、国際統一の基準名称あるいは国家統一の規定名称を使用しなければならない。外国人名、地名は広く適用されている訳語を採用すべきである。簡体字は、国家が正式に公布した文字表に合致しなければならない。
- (5) 見出し、表音文字、符号、凡例は規範に従い、統一されていないなければならない。
- (6) 計量単位は国際単位制と国家統一規定の名称と符号を採用しなければならない。

第十四条 教材の中の宿題と練習問題は授業に叶ったものでなければならない。内容は授業目的と要求を具体的に表現しなければならない。分量は適切でなければならない。題目は精選すべきである。能力の養成に配慮し、啓発性に富み、割り当てに段階があり、異なったレベルの生徒の需要に合うべきであり、多様化しなければならない。観察、実験、手を動かす作業、社会調査を重視すべきである。それぞれの土地の事情に応じて必要な方法を取り、実際の効果を重んじ、

簡単で便利、しかもやりやすい機材とすでにある条件をできる限り利用する。生徒の生活実情と生産実情との関係を重視しなければならない。引用の事例やデータは正確でなければならない。

第十五条 授業用ソフト、AV教材と授業用の掛け図は、画面のレイアウトが合理的で、主体がはっきりとしていて、イメージが生き生きとしているべきである。内容は科学的で、カリキュラム標準の要求に合致し、教育性に富んでいなければならない。授業ソフトとAV教材は、先進的な授業思想と科学的な授業方法を十分に表現しなければならないし、国家の関係部門が規定した技術基準に合致する必要がある。

第十六条 教材の審定(審査)は原則として年に2回とする。上半期は3月に、下半期は9月とする。

第十七条 教材の審査は、分散と集中の相互結合の方法をとって行なわれる。まず、審定委員会の事務室が、審査依頼を受けた教材を審査委員に送って審査閲読する。その後、集中して、閉鎖的な審査を行う。審査業務終了時には審査委員会は審査報告を書き、審定委員会事務室に提出する。

学科目審査報告は以下の3つの部分を含む。:

- (1) 審査意見: 審査対象教材の特徴、長所と短所に対して評価を行い、さらなる修正と完全なものにする方向性を指摘する。
- (2) 修正意見: 審査対象教材にある誤り、適切でない部分を指摘し、修正意見を提示する。その中の重大な政治的、知識的な誤りについては、必ず明確に述べる。
- (3) 審査結論: 教材の審査状況に基づいて、さらに以下の3種類の結論を出す。

その1、通過。当該教材が基本的に審定基準に達し、審査意見と修正意見に基づいて修正され、照合を経たのち、試験的にあるいは学校に提供して選択使用されることができる。教育部に代わって、第一ラウンド審査にかかる教材は、基本的に審定基準に達し、審査意見と修正意見に基づいて修正し、照合を経たのち、国家教育部門に推薦し、上の段階の審査に送付される。

その2、最審査。当該教材がいまだに審定基準に達せず、しかし修正の基礎と条件を備えている場合、審査意見と修正意見に基づいて修正されたのち、改めて審査に出しなおす。

その3、不通過。当該教材が修正の基礎を持たない場合、再送付、再審査をさせない。

科目審査委員は審査報告に署名しなければならない。

第十八条 教科目審査が終了後、審定委員会は適切な時宜に会議を開き、教科目審査委員会の審査報告を聴取し、十分に討論した基礎の上で、審定の結論を出さなければならない。異なる意見がある場合、無記名投票の方式を用いて、統一された審定の結論を出すべきである。審定委員会の会議は、必ず3分の2以上の委員の出席を得て開催される。審定の結論は必ず、審定委員の過半数以上の賛成票を以って有効とする。審定委員は審定の結論に署名しなければならない。

第十九条 教科目審査報告の中の審査意見は、修正意見と審定委員会が下した審定の結論は、教材審定委員会事務室が整理した後、各編集機関あるいは編集者にそれぞれ通知する。

第二十条 審定を通過した教材は許可されたのち、省教育庁によって「小中学用の書籍目録」に組み入れる。出版時、教材の表紙上に「湖南省小中学教材審定委員会の審定を通過」の文字を表記し、学校に提供して選択使用してもらう。

第二十一条 審定委員、審査委員と臨時招聘の顧問および事務関係者は、審定審査業務において働いた分は、規定に基づいて報酬を給付される。

第二十二条 教材を審定(審査)にかかわる審定(審査)費用、会議費とその他の費用は、すべて審査を受ける教材の出版社の負担とする。

第二十三条 編集と審査をはっきりと分離することを原則とし、教材編集機関(編集者)、出版機関の関係者は、教材の審定(審査)業務には参加してはならない。

第二十四条 教材の審定(審査)は、手順と審定(審査)基準に基づき、客観的で公正に行われ、事実即して正しい方法で問題に対処し、厳格に検査し、積極的に援助すべきであり、個人あるいはある一派の学術的観点を教材基準として重視してはいけない。

第二十五条 審定(審査)担当者は、審査状況と意見をひそかに編集、出版機関およびそれに関係する者に漏らしてはならない。審査を依頼された原稿、および修正稿を第三者に送ってはならない。

第二十六条 審定を通過した教材は、省の小中学教材審定委員会事務室が、授業用の書籍印刷の通知を出したのち、正式に印刷、出版される。

第二十七条 始めて審定を通過し、試用された教材は、一巡の使用が終了したのち、その教材について使用状況に基づいて、編集者が全面的な修正を行い、修正した教材を審定委員会に審定に提出し、審査を受けた後に再び出版することができる。

第二十八条 本規定は湖南省教育庁が責任を持って解釈する。

第二十九条 本規定は発布された日より実施される。

---

<sup>i</sup> 「四つの基本原則」—(1) 社会主義の道、(2) プロレタリア独裁、(3) 共産党による指導、(4) マルクス・レーニン主義と毛沢東思想、という社会主義中国において政治的な基盤となるもので、将来にわたって守らなければならないと、故鄧小平が提唱したものである。